○農林水産省告示第百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月二十五日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　滋賀県米原市番場字宮谷二〇八六、二〇八八の一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十二年十二月二十八日農林省告示第千三百二十一号

(二)　変更に係る指定施業要件

1　立木の伐採の方法　変更しない。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び米原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月二十五日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　滋賀県米原市柏原字酒塩谷一四五の二、字矢桑谷一六三の二、一六三の三、字大谷二四九〇の一、字宮ヶ谷三八四八の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び米原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月二十五日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　滋賀県高島市朽木麻生字熊畑一七三五の四、一七三五の五、一七三五の七から一七三五の一五まで、一七三五の三〇から一七三五の三六まで、一七三五の三八、一七三五の四三から一七三五の五六まで、一七三五の六四、一七三五の六五、一七三五の六七、一七三五の六八、一七三五の七〇から一七三五の七二まで、一七三五の七四から一七三五の七六まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び高島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月二十五日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十六年十一月十三日農林水産省告示第千七百五十号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月二十五日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　滋賀県長浜市郷野町字小アセヒ一〇〇七、字大アセヒ八三二の一・八三二の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月二十五日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　香川県綾歌郡宇多津町字青ノ山三七八四の一・三八一〇の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三八一〇の七、三八一〇の九

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県庁及び宇多津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月二十五日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　神奈川県相模原市緑区吉野字沼田原九六一、字亥野原一〇三八の一、字大沢一六〇八のイの一、一六〇八の口、一六二一、字大**久**保一六九一、一六九五のイ、一六九五の口、一六九五の八、一六九七のイ、一七一五のイの一、一七一五の口、一七一五の八、一七一五のニ、一七一五のホ、一七一五のヘ、字吉野沢一八八五、一八八七、字小沢一九一八の口、一九一八の八、字初音**久**保一九六〇、緑区澤井字千馬二〇七六の五から二〇七六の八まで、緑区澤井大字小渕字ヤモウ二五三三、字榎木二五三五、字大**久**保二五四三の一、二五四三の二、緑区日連字甘味二二六四の一（次の図に示す部分に限る。）、二二四八の一、一二四八の二、二二六四の一〇、二二六五の一、字坊ヶ畑一六七三の七（次の図に示す部分に限る。）、一六七三の一、一六七三の二、一六七三の八、字勝連坂一六七九の一、一六七九の二、一六七九の四、一六七九の一一、一六七九の一三、一六七九の一五、一六七九の一